

議第29号

京都市大学のまち交流センター条例の一部を改正する条例の制定
について

京都市大学のまち交流センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市大学のまち交流センター条例の一部を改正する条例
京都市大学のまち交流センター条例の一部を次のように改正する。

「		円	円
3,500	9,800		
5,200	14,500		
2,400	6,700		
3,550	9,900		
1,450	4,000		
2,200	6,100		
550	1,500		
800	2,200		
3,750	10,500		
5,000	14,000		
6,550	18,300		
2,200	6,100		
2,900	8,100		

560	1,540	
820	2,260	
3,850	10,800	
5,140	14,400	
6,730	18,820	
2,260	6,270	
2,980	8,330	
3,960	11,000	
4,470	12,440	に改め，同表備考 1 中「財団法人大学コンソー
5,960	16,660	
7,860	22,010	
1,180	3,290	
1,590	4,420	
2,100	5,860	
2,550,850		
920	2,570	
1,380	3,800	
2,232,000		
820	2,260	
1,230	3,390	
1,913,140		
720	1,950	
1,080	2,980	

シアム京都」を「公益財団法人大学コンソーシアム京都」に改め、同備考3中「100円」を「10円」に改め、同備考4中「つど」を「都度」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、使用料の適正化を図る必要があるので提案する。